

本事業は令和8年度予算成立を前提としたものであり、
支援内容等が変更になる可能性があることにご留意ください。

令和8年度 脱炭素・クールダウン都市開発推進事業 公募要領

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 事業の概要

本事業は都市の脱炭素化又は暑熱対策の推進に資する、民間都市開発事業者等が取り組む先進的な取組等の実証実験に対して支援することで、当該取組等のまちづくりにおける効果を実証し、都市への実装及び普及の促進を図るものである。具体的には、①都市の脱炭素化に係る実証事業（以下「脱炭素事業」という。）、②都市の暑熱対策に係る実証事業（以下「クールダウン事業」という。）の二種類の事業に対して、下記の要領で支援を実施する。

(2) 応募主体

①脱炭素事業

：都市再生特別措置法第六十四条第一項第五号に規定する脱炭素都市再生整備事業計画の国土交通大臣認定を受けた事業（以下「脱炭素都市再生整備事業」という。）を施行する事業者

②クールダウン事業

：民間団体又は特殊会社（当該実証事業を行うために、複数の民間団体又は特殊会社による組織を構成して応募することも可とする）

(3) 対象地域

①脱炭素事業：脱炭素認定事業の区域内

②クールダウン事業

：都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）及び都市再生整備計画区域のいずれかの区域内

(4) 支援内容（①・②共通）

補助率は二分の一とする。また、一事業あたりの補助上限額は2,000万円とする。予算の範囲内において補助するものであり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

2. 補助対象事業の選定について

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定する。

※本公募は令和8年度予算が成立後速やかに事業が開始できるようにするため予算成立前に実施するもの。補助事業者の決定や予算の執行は令和8年度予算成立が前提であり、今後内容等が変更になる可能性がある。

(1) 支援要件

補助対象事業に選定されるためには、下記項目を全て満たす必要がある。

○実証事業の種別に応じて、実証対象エリア全体における以下の効果目標を含む実証計画を策定すること。

① 脱炭素事業：CO₂の削減に係る効果目標

② クールダウン事業：暑熱環境の改善に係る効果目標

○実証事業の成果について適切な検証を行い、その成果を広く公表すること。

○都市の良好な環境形成に寄与する事業であること。

(2) 審査において特に重視する事項

補助対象事業の選定に際しては、下記項目について特に重視して審査を行う。

- 実証する取組等について、高い新規性や創意工夫が認められること。
- 仮説の設定、実証地の選定、実証実験及び効果検証の手法が適切であり、それぞれ以下の取組の有効性を十分実証できる計画が立案されていること。
 - ① 脱炭素事業：都市の脱炭素化に資する取組
 - ② クールダウン事業：暑熱対策に資する取組
- 実証事業の成果を広く周知させる具体的な手法が提案されていること。
 - ※実証事業の概要や成果については、国土交通省都市局においてもプレスリリースを発出することを想定している。

3. 応募方法・ヒアリングについて

(1) 提出書類

別添様式2点（申請者情報、実証計画）に必要な事項を記入の上提出すること。なお、別添様式の他に最小限度の補足資料をあわせて提出することは差し支えない。

(2) 提出先

下記のメールアドレスに電子メールで提出すること。※「★」はアットマークに変換する。
hqt-datsutansocd★nyb.mlit.go.jp

(3) 提出締切

令和8年3月6日（金）15:00 必着

(4) ヒアリング

本事業の審査過程においてヒアリングを実施する可能性がある。実施の場合は別途通知する。

4. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用には、補助金等に係る予算の適正化に関する法律のほか、脱炭素等都市開発推進事業費制度要綱及び脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱の規定、及び下記の事項を遵守すること。

(1) 交付申請

補助対象事業に選定された事業者は、速やかに交付申請書を提出すること。

(2) 補助対象経費

原則として、補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外となるため、必ず交付決定を受けてから事業に着手すること。なお、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であることから、補助対象とはならない。

(3) 事業の実施及び事業内容の変更

交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得ること。

(4) 実績報告及び補助金の支払方法

原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、成果報告書・実績報告書等を提出すること。支払方法は確定後精算払とする。

(5) 事業終了後

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。

本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、追跡調査を行う場合がある。

5. 相談・問い合わせ

下記の担当部局において、電子メールにて受け付ける。※「★」はアットマークに変換する。

○担当：都市局まちづくり推進課都市開発金融支援室 廣瀬・下山・高美・井上

○Mail：hqt-datsutansocd★nyb.mlit.go.jp

6. 関連資料

○脱炭素等都市開発推進事業制度要綱

[001981017.pdf](#)

○脱炭素等都市開発推進事業補助金交付要綱

[001981018.pdf](#)